

社会福祉法人 宝安寺社会事業部 権利擁護・虐待防止委員会 要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人宝安寺社会事業部（以下、「法人」という。）に「権利擁護・虐待防止委員会」を設置する。

(目的)

第2条 当委員会は、園児・利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な保育・療育・支援が提供されること、また園児の健やかな成長と利用者の自立・社会参加のために権利擁護と虐待防止に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 権利擁護チェックリストの整備及び実施。
- (2) 法人の倫理綱領の策定と啓発。
- (3) 法人の職員行動規範・虐待防止マニュアルの策定と啓発。
- (4) 法人の虐待対応マニュアルの策定。
- (5) 権利擁護・虐待防止に係る情報発信、研修企画と実施。
- (6) その他権利擁護と虐待防止のために必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 権利擁護・虐待防止委員会の委員は、理事長が指名する。

- 2 委員は法人本部役職員、施設管理者及び非管理者職員から選出する。

(役員)

第5条 権利擁護・虐待防止委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会における議事の円滑な進行を図る。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し円滑な議事進行に努める。
- 4 会議の都度、会議の状況、内容、意見、結果等を記録し議事録を作成する書記を置くこととする。

(事務局)

第6条 権利擁護・虐待防止委員会の事務局は法人本部に置く。

- 2 事務局は、委員長と連携し、会議場の確保、委員への会議通知、委員会議事録の作成等に当たる。

(その他)

第7条 その他必要なことは、理事長が別に定める。

付則 この要綱は、平成27年9月1日より施行する。